

三重県「木づかい宣言」事業者登録要領

制定：平成30年8月30日 農林水第30-202号

改正：令和2年11月2日 農林水第30-289号

改正：令和7年5月9日 農林水第30-57号

（趣旨）

第1条 森林の有する多面的機能を発揮させ、林業の持続的かつ健全な発展を図るには、県産材の利用を増やし、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を実現していくことが重要である。

森林資源の循環利用を進めるためには、事業者等多様な主体と連携して森林資源の利用拡大を図ることが必要である。

このため、県産材を積極的かつ計画的に使用していく旨等を自ら宣言した事業者や店舗等を「木づかい宣言」事業者として登録し、広く県民に周知することにより、事業者参加の木づかい運動を推進していくこととする。

（対象）

第2条 対象は、次に掲げる事項を実施しようとする者とする。

- (1) 店舗や事務所等の木造・木質化や木製の備品・日用品の使用、木育遊具の導入等、積極的かつ計画的に県産材を使用していくこと。
- (2) 県民の目に触れやすい形で、県産材を積極的にPRすること。

（県の支援）

第3条 県は、「木づかい宣言」事業者の木づかい運動を推進するため、登録事業者の周知を図るとともに、事業者の木づかい運動等の情報発信や県の木づかいに関する情報提供及び助言を行う。

（登録）

第4条 登録を受けようとする事業者や店舗等は、「木づかい宣言」事業者登録申請書（様式1号）及び木づかい運動計画書（様式2号）を提出するものとする。

- 2 県は、登録を決定した時は、申請者に「木づかい宣言」事業者登録書を交付する。
- 3 登録期間は3年間とし、継続する場合は新たに「木づかい宣言」事業者登録申請書及び木づかい運動計画書を提出するものとする。

（登録事業者の役割）

第5条 登録事業者は、運動計画書に基づき第2条（1）及び（2）に掲げる事項を行うほか、次に掲げる事項に努めることとする。

- (1) 木育活動の拠点としての積極的な活動。
- (2) 県の広報媒体への掲載等への協力。

- (3) 「三重県木材ＣＯ２固定量認証制度」に基づき認証されたＣＯ２固定量の積極的なＰＲ（「三重県木材ＣＯ２固定量認定証」の掲示、ホームページ等でのＰＲ）

（取組のＰＲ）

第６条 登録事業者は、運動計画書に基づいて実施する木づかい運動について、実施状況報告書（様式３号）によりその成果を報告することができる。

- ２ 県は、報告があった場合には、その成果についてＰＲを行う。

（登録の辞退）

第７条 登録事業者は、登録を辞退する場合は、登録辞退届出書（様式４号）を県に提出するものとする。

（登録の取り消し）

第８条 虚偽、法令違反、倫理的に問題があると判断した場合など、県は登録を取り消す場合がある。

（その他）

第１０条 提出された木づかい運動計画書、木づかい運動報告書等は、県において木づかいのＰＲとして公表できるものとする。

第１１条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則（平成３０年８月３０日 農林水第３０－２０２号）

- １ この要領は、平成３０年８月３０日から施行する。

附則（令和２年１１月２日 農林水第３０－２８９号）

- １ この要領は令和２年１１月２日から適用する。

附則（令和７年５月９日 農林水第３０－５７号）

- １ この要領は令和７年５月９日から適用する。